

目黒区立東根小学校 P T A 規約

令和3年12月25日改正

第1章 名称および事務所

第 1 条 本会（昭和40年4月1日設立）は目黒区立東根小学校 P T A と称し、事務所を東京都目黒区東が丘1丁目20番地1号におく。

第2章 目的事業および活動方針

第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、社会の一員としての資質を向上し、教育に対する理解を深め、学校・社会教育の健全なる発展に寄与して、児童の福祉を増進することを目的とする。

第 3 条 本会はその目的達成のために次の事業を行う。

1. 教育の実際に関する懇談会等の開催
2. 会員の教養の向上と相互の親睦
3. 児童の保健衛生状態の改善と体位の向上促進
4. 児童の校外生活の補導
5. 教育的環境の整備およびその促進
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
本会および本会の役員はその名において営利的・宗派的・政党的・その他本会の本来の事業以外の活動をなし、またはそれらを目的とする個人または団体およびそれらの事業に関係をもってはならない。

第 5 条 本会は児童青年の福祉のために活動する他の社会的諸団体およびその機関と協力する。
本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けてはならない。

第 6 条 本会は学校教育の活動を助けるため、学校または教育委員会に意見を具申し、参考資料を提供する。
ただし教員人事等の学校管理に干渉してはならない。

第 7 条 本会は国および地方公共団体の適正な教育予算の充実に努めるために努力する。

第 8 条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会員および会員総会

第 9 条 本会の会員は東根小学校（以下本校という）に在籍する児童の父母または父母にかわって児童を扶養する者（以下父母という）および本校に勤務する教職員とする。
父母の会員は扶養する児童が本校に在籍しなくなったとき、教職員の会員は本校の教職員でなくなったときは当然本会を退会する。

第 10 条 本校の教育に特に関心をもつ者は希望により実行委員会の承認を経て本会の会員となることができる。
ただし役員となることはできない。前項の承認は、いつでも実行委員会において取り消すことができる。

第 11 条 本会事務所に会員名簿を備えおき、変更あるごとにこれを訂正する。

第 12 条 会員総会は毎年5月に定時総会を、必要に応じて臨時総会を開く。

第 13 条 総会は会長が招集する。会長は目的事項を記載した招集通知をあらかじめ会員に発送しなければならない。
臨時総会は会長が必要と認めたとき、これを招集する。会長は、実行委員会において総会の開催を決議したとき、または学校長もしくは会員の10分の1以上より目的事項を示して総会の開催を請求されたときは総会を招集し開催しなければならない。
前項の会員数の計算については、第14条第2項を準用する。

第 13 条の2 総会の議長は総会で選出する。前項の議長が選出されるまでは会長が仮に議長となる。議長は総会の秩序を保持し議事を整理する。

第 14 条 総会は会員の10分の1以上の出席を要し、出席者の過半数をもって議事を決する。前項の定足数および議決権の個数の計算については父母の会員は同一世帯に2名以上の本校在籍児童のあるときといえども1世帯を1個として計算し、同一世帯からは父母の中1名のみが出席することができる。会員が代理人をもって出席しようとするときは総会の開始前までに委任状を提出しなければならない。ただし代理人は本会の会員に限るものとし、代理人1人につき2名以上の会員の代理をすることができない。

- 第 1 5 条 総会は本規約に定めた事項について決議し、その他本会の活動等に関しあらゆる事項について決議することができる。ただし第 2 条の規定に反する事項または内容の決議をしてはならない。
書記は総会の議事の経過および結果の要領を記録した議事録を作成し、議長および書記がこれに署名する。

第 4 章 役員

- 第 1 6 条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1 名（父母会員より選出）
 2. 副会長 3 名（2 名は父母会員より選出し、1 名は本校副校長をもってあてる）
 3. 書記 4 名（父母会員・教職員会員より各 2 名選出）
 4. 会計 3 名（父母会員より 2 名、教職員会員より 1 名選出）
- 前各号の役員は 2 以上の役員の職を兼任することができない。
- 第 1 7 条 父母の役員は、別に定める候補者推薦委員会による推薦および公示を行い、実行委員会において次年度の役員を選任する。前項の各役員は実行委員会出席者の過半数を以って決定し、定時総会に報告する。
教職員の役員（副校長の副会長を除く）は事業年度開始前において教職員側より選出し、欠員を生じたときはそのつど教職員側より補欠の選出を行う。役員が欠員となったときにおいても、実行委員会の決議により補欠選任することができる。教職員の役員（副校長の副会長を除く）の選出方法は細則によるほか、校長および選出時における会長が協議して定める。
- 第 1 8 条 各役員は任期は副校長の副会長を除き毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までの 1 年間とし、再任を妨げない。
ただし役員（副校長の副会長を除く）は同一職務に引続き 2 年をこえて在職することができない。
補欠選任された役員は前任者の残存期間とする。前項の残存期間が 6 ヶ月以下のときは、その期間は第 1 項ただし書きの期間に算入しない。
- 第 1 9 条 役員は本会の第 9 条の会員の資格を失った時は、当然退任する。
役員が前項その他の理由で退任したときにおいても、実行委員会の決議のあるときは後任者の就任までは引続きその職を行う。
- 第 2 0 条 総会はその決議をもって副校長の副会長以外の役員を解任することができる。
- 第 2 1 条 役員はそれぞれ次の職務を行う。
1. 会長は会務を総括し、本規約・細則および総会ならびに実行委員会の決議にしたがって会務を執行し、本会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代行を務める。
 3. 書記は総会および実行委員会の議事を記録し、会長の指示により本会の事務一般を処理する。
 4. 会計は会長の指示により本会の会計に関する事務を司る。
- 第 2 2 条 校長はすべての会合に出席し、意見を述べることができる。
会長または校長の指名した者は各種の会合に出席して意見を述べるができる。
- 第 2 3 条 本会は実行委員会の決議により顧問および相談役をおくことができる。
顧問および相談役の任期は当該年度内とし、再任を妨げない。

第 5 章 実行委員および実行委員会

- 第 2 4 条 次の各号に記載する者をもって実行委員とする。
1. 役員
 2. 学級代表
 3. 各部（各学年部を除く）部長および副部長
- 第 2 5 条 実行委員会は実行委員をもって構成し、本規約・細則および総会の決議にしたがい、次の事項について審議する。
1. 重要事業の企画
 2. 各部によって立案された事業計画の審議・検討および承認
 3. 候補者推薦委員会によって推薦および公示された次年度の役員を選任
 4. 総会に提出する予算および事業計画案の審議および承認
 5. 次年度の 5 月の定時総会に提出する決算および事業報告の審議および承認
 6. 本会の事業執行についての細則の制定・変更・廃止
 7. その他本会の事業執行に関する重要事項で会長の必要と認めた事項

前項第 5 号の決算および事業報告の作成・審議および承認が当該年度中に完了しないときは同号の事項についてはその完了まで旧年度の実行委員が引続きその職を行う。

- 第 2 6 条 実行委員会はある場合には特別委員会または協議会を設けることができる。
前項の特別委員会または協議会には実行委員以外の者を参加させることができる。
- 第 2 7 条 実行委員会が必要のつど、会長がこれを招集し議長となる。
会長は校長または実行委員の半数以上より請求のあったときは、速やかに実行委員会を招集し開催しなければならない。実行委員会に学級代表が差支えあるときは、同一学級の副学級代表を代理者として出席させることができる。
- 第 2 8 条 実行委員会は出席者の過半数をもって議事を決する。
書記は実行委員会の決議の経過および結果の要領を記録する。

第 6 章 学級委員および学級代表

- 第 2 9 条 各学級ごとに父母会員中より会長の定める数の学級委員を選出し、各学級委員は互選により委員中より各学級ごとに学級代表正・副 2 名を選出する。
- 第 3 0 条 学級代表および学級委員は本規約・細則・総会ならびに実行委員会の決議にしたがい、会長の指示にしたがって各学級における本会の事業活動を行う。
- 第 3 1 条 学級委員および学級代表の任期は選出された年度内とし、第 9 条の会員たる資格を失ったときは当然退任する。

第 7 章 部

- 第 3 2 条 本会は第 3 条の事業を行うため、実行委員会の決議により部をおくことができる。
部の数・名称・構成・職務分担および運営は規約または細則に定めるほか実行委員会の定めるところによる。

第 8 章 資産および会計

- 第 3 3 条 本会の経費は会費、有志からの自発的寄付金、その他の収入をもって支弁する。
- 第 3 4 条 会員は本会規定の会費を納入する。ただし特別の事情あるときは、会員本人または家族の申し出により会長の承認を経て減免することができる。
- 第 3 5 条 会員が納入する会費は同一世帯に 2 名以上の本校在籍児童のあるときでも、1 世帯を 1 単位として世帯ごとに納入するものとする。ただし児童ごとに格別に会費を納入することを希望し、あらかじめその旨の申し出をした会員は、それぞれ申し出にしたがって格別に納入することを妨げない。
- 第 3 6 条 会長は毎年度初めに予算および事業計画案を作成し、5 月の定時総会において承認を求めなければならない。
- 第 3 7 条 前条の承認後、予算または事業計画に著しい変更を加えようとするときは、事業年度中において総会でその変更の承認を受けなければならない。ただし次年度繰越額の増減のみの場合はこの限りでない。
- 第 3 8 条 会長は毎事業年度末に決算および事業報告を作成し、次年度の 5 月の定時総会において承認を求めなければならない。
前項の事務または実行委員会の審議および承認が当該年度中に完了しないときは、会長は完了にいたるまで引続きその事務を行う。
- 第 3 9 条 本会の資産の保管と処分、帳簿・会計書類の作成等の事務は会長の指示により会計が行う。
会計は毎事業年度末における財産目録を作成し本会に備えおく。
本会の資産は第 2 章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 9 章 監査

- 第 4 0 条 本会に本会の事業および会計を監査するため、会員中より監査委員 3 名をおく。監査委員の選任・任期ならびに解任については、第 1 7 条第 1 項および第 2 項、第 1 8 条第 1 項本文（ただし書きを除く）および第 2 項、第 1 9 条ならびに第 2 0 条の規定を準用する。
- 第 4 1 条 監査委員は任期中の事業年度の事業および会計を監査し、その結果を次年度の 5 月総会において報告する。

第 1 0 章 立候補選挙等に関する手続き

- 第 4 2 条 役員（副校長の副会長を除く）・監査委員・実行委員・学級委員等の選任・立候補等の手続きについて本規約に定めのない事項については実行委員会の定める細則による。

第 1 1 章 改正

- 第 4 3 条 本規約は、総会において会員の 1 0 分の 1 以上の出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

■ 父母会員より選出する役員および監査委員の立候補、候補者推薦委員会ならびに選挙の手続きに関する細則

本会規約第25条第6号および第42条の規定に基づき、父母会員より選出する役員および監査委員の立候補、候補者推薦委員会ならびに選挙の手続きに関し、次のとおり細則を定める。

- 第1条 本会の会員中より次の方法により候補者推薦委員（以下委員という）を選出し、候補者推薦委員会（以下委員会という）を構成する。
1. 各学級ごとに実行委員以外の父母会員中より実行委員会の定める方法により1名の委員を選出する。
 2. 教職員中より4名の委員を選出する。
 3. 実行委員および前年度以前の推薦委員経験者の中より2名の委員を選出する。
 4. 推薦委員全体の中より互選により委員長1名・副委員長1名を選出する。
- 第2条 委員会は委員長がこれを招集し議長となる。
副委員長は委員長を補佐し、委員長が差支えあるときはその代行をする。
- 第3条 委員会は出席委員の過半数をもって議事を決する。委員会は必要あるときは小委員会を設けることができる。小委員会の内容・構成は委員会が定める。委員会および小委員会は秘密会とする。
- 第4条 委員会は各種役員または監査委員となる資格を有する会員の中から、それぞれの適当な候補者を推薦し、選挙を行う実行委員会において選挙に先立って推薦候補者の氏名を報告する。（公示）
委員会は候補者の氏名を報告する前に被推薦者の同意を得なければならない。
- 第5条 委員の任務は役員および監査委員の選挙の完了と同時に終了し委員会は解散する。
- 第6条 委員会の委員長は、実行委員会において選挙の事務を主宰する。
委員長の差支えあるときは副委員長を指名して選挙の事務を主宰させることができる。
- 第7条 各種役員または監査委員となる資格を有する会員は、第1条ないし第4条の規定にかかわらず役員または監査委員の選挙開始前までに前条の選挙主宰者に対し立候補を申し出ることができる。
- 第8条 選挙主宰者は委員会の推薦した候補者の氏名および前条による立候補の申し出のあったときはその氏名を実行委員会に先立って報告しなければならない。

細則第1号 昭和58年 2月24日改正
平成29年12月11日改正
令和 3年 1月22日改正

■ 部に関する細則

本会規約第32条により次のとおり部に関する細則を定める。

- 第1条 本会の事業を行うために本会に各学年部・広報部・保健教養部・校外部をおく。
- 第2条 各部は会長または他の役員の定めるところにしたがい、それぞれ次のとおり職務を分担する。
1. 各学年部 児童の教育に対する理解を深めるために学級PTAの推進にあたる。学年内の連絡調整等
 2. 広報部 機関紙の発行、広報活動等
 3. 保健教養部 保健・衛生・給食その他児童の福祉厚生に関する事項、体育・会員のレクリエーション・各種講演会・講習会・教育に関する座談会等の開催等
 4. 校外部 家庭・社会における児童生活の補導と学校との連携、学校地域班に関する事項等
- 第3条 各学年部は各学級代表正・副2名と各学級担当教職員とで構成する。各学年部および学級PTAの詳細については別に定めるところによる。
- 第4条 各学級ごとに学級代表を除く学級委員の中より互選により広報部員・教養部員・校外部員をその学年の学級数に相当する若干名選出する。
- 第5条 役員以外の教職員の中より各学年部を除く各部部員を若干名選出する。
- 第6条 各部は第4条ないし第5条の部員をもって構成し、各部会において父母の部員より部長1名・副部長1名以上、教職員の部員中より副部長1名を選出する。部長は各部の事務を統括し部会を主宰する。副部長は部長を補佐し、部長差支えあるときはその代行を務める。
- 第7条 部長・副部長および部員の任期は選出された年度内とする。ただし任期中でも本会規約第9条の会員の資格を失ったときは当然退会する。

第 8 条 各部の部会は会長が必要と認めたとき、または部長から請求のあったとき、会長がこれを招集する。部長および副部長決定前は会長の指名する者が部長の職を行う。

細則第 2 号 昭和 59 年 2 月 16 日改正
平成 5 年 3 月 11 日改正
平成 29 年 12 月 11 日改正

■ P T A 会費徴収に関する細則

第 1 条 会費徴収の手続き等の詳細は役員が協議して定め実行委員会に報告する。

細則第 3 号 昭和 46 年 2 月 4 日改正

■ 会員または児童の慶弔に関する細則

第 1 条 会員または児童の死亡に際しては全会員に通知し、弔慰金を贈り会員の弔意を表す。弔慰金額、および会員の重大な慶弔または災害については、役員会においてそのつど協議して決める。

細則第 4 号 昭和 57 年 5 月 17 日改正

■ 各学年部および学級 P T A に関する細則

第 1 条 各学年部は学級 P T A を推進し、児童の教育に対する理解を深めるために協議する。

第 2 条 各学年内の連絡調整、次年度への申し送り等のため、1 学期に少なくとも 1 回各学年部会を開くものとする。

第 3 条 前条の各学年部会は各学年の各学級が交替で行うものとし、該当学級の学級代表がこれを招集し開くものとする。

第 4 条 学級 P T A は子どもの教育のために父母と教師がともに話し合い学び合う会とする。

第 5 条 学級 P T A は必要ある場合随時開くものとする。

第 6 条 学級 P T A を開く場合、学級委員全員が前もって話し合い、学級担任と相談の上、学級代表がこれを招集する。

第 7 条 学級代表は学級 P T A のまとめ役を行い、P T A 全体と会員をつなぐ役割を果たすように努める。

第 8 条 学級 P T A 名簿は一定の書式にしたがい、会員が年度初めに提出した資料に基づき、学級代表が印刷作成する。

細則第 5 号 昭和 46 年 2 月 4 日

■ 学年部に関する付則

第 1 条 本規約・細則中にある「学級代表」は、「学年部」と置き換える。

第 2 条 各学級「学級代表 正・副 2 名」を、「学年部 2 名」とする。

第 3 条 学年部 2 名とも、実行委員とし、実行委員会への出席を認める。但し、議事を決する際は、1 学級 1 票の議決権とする。

従って、本規約 第 5 章 第 27 条の条文 「実行委員会に学級代表が差し支えあるときは、同一学級の副学級代表を代理者として出席させることができる。」は、削除となる。

付則第 1 号 平成 6 年 3 月 14 日改正

■ 個人情報の取扱いに関する細則

第 1 条 本会が取得する個人情報の取扱い方法については、別途「個人情報取扱規程」に定める。

細則第 6 号 令和 3 年 12 月 25 日改正

■ 保健教養部に関する付則

第 1 条 本規約・細則中にある「保健教養部」は「教養部」と置き換える。

付則第 2 号 平成 22 年 3 月 4 日改正

■ 名称および事務所に関する付則

第 1 条 本規約・細則中にある「東京都目黒区東根小学校 P T A」は、「目黒区立東根小学校 P T A」と置き換え、本会の事務所所在地を「東京都目黒区東が丘 1 丁目 20 番地 1 号」と表記する。

付則第 3 号 平成 22 年 5 月 13 日改正

■ 役員定員数に関する付則

第 1 条 本規約 第 4 章 役員 第 16 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名（父母会員より選出）
2. 副会長 「3 名（2 名は父母会員より選出し、1 名は本校副校長をもってあてる）」を「3 名以上（2 名以上は父母会員より選出し、1 名は本校副校長をもってあてる）」と置き換える。
3. 書記 「4 名（父母会員・教職員会員より各 2 名選出）」を「4 名以上（父母会員より 2 名以上選出・教職員会員より 2 名選出）」に置き換える。

付則第 4 号 平成 25 年 2 月 28 日改正

改正履歴

昭和 25 年 2 月 27 日制定	昭和 40 年 12 月 1 日改正	昭和 46 年 3 月 8 日改正	昭和 49 年 3 月 12 日改正
昭和 53 年 3 月 10 日改正	昭和 57 年 5 月 17 日改正	昭和 60 年 3 月 12 日改正	昭和 62 年 1 月 22 日改正
平成 6 年 3 月 14 日改正	平成 22 年 3 月 4 日改正	平成 22 年 5 月 13 日改正	平成 25 年 2 月 28 日改正
平成 29 年 12 月 11 日改正	令和 3 年 1 月 22 日改正	令和 3 年 12 月 25 日改正	